

第5章 公益信託制度について

第1節 公益信託制度の概要

1. 公益信託とは

公益信託とは、委託者が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である。公益信託ニ関スル法律〔大正11年法律第62号〕では、公益信託は、受益者の定めのない信託のうち、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするもので主務官庁による引受けの許可を受けたものをいうこととされている（同法第1条）。なお、受益者の定めのない信託については、従来、公益信託のみが許容されていたが、平成18年の信託法改正において、受益者の定めのない信託が一般に許容されることとなった（信託法〔平成18年法律第108号〕第258条）。

2. 公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためにされる信託であるが、その公益目的や実際の社会的機能において公益法人、特に財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、比較的短期間のものであっても差し支えないなど、より弾力的な運用が可能である。

3. 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約（以下「公益信託契約」という。）を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（信託法第2条、第3条及び第258条）、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって効力を生じる（公益信託ニ関スル法律第2条）。

公益信託は、主務官庁の監督に属し（公益信託ニ関スル法律第3条）、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（信託法第16条から第25条まで及び第34条）。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（信託法第29条）や忠実義務（信託法第30条）等を負い、信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合には損失てん補等をしなければならない（信託法第40条）。

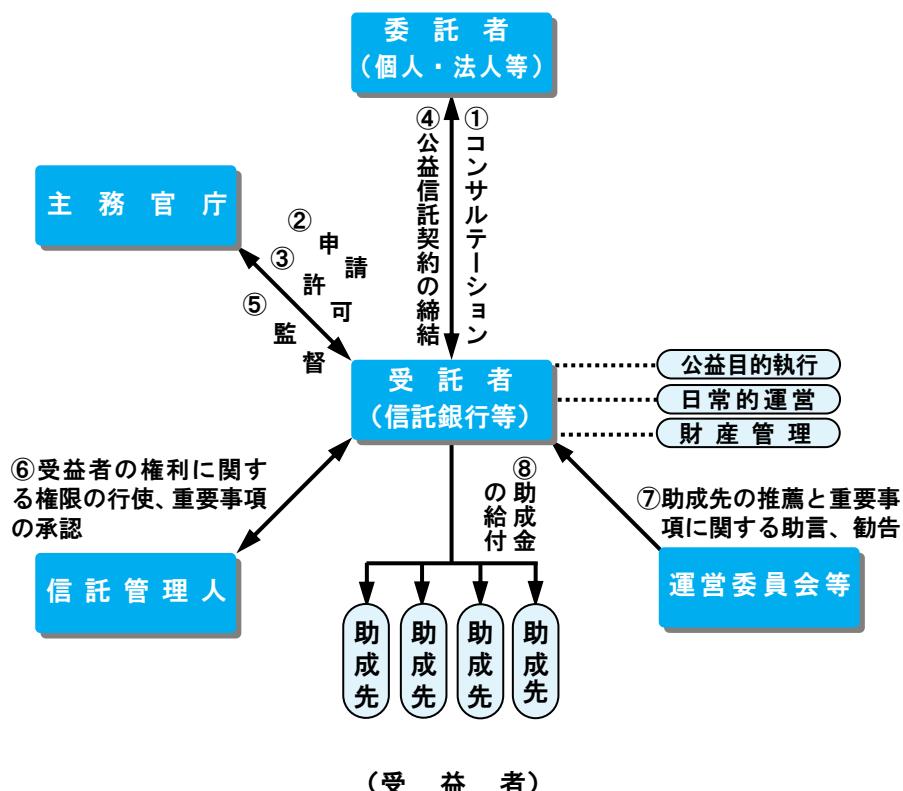
4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料28〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

5. 公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図5-1-1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図5-1-1 公益信託の運営



※（社）信託協会「公益信託—その制度のあらましー」を基に総務省が作成

- ① 委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。
- ② 受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。
- ③ 主務官庁は、これを審査の上、許可する。
- ④ 許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。
- ⑤ 主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。
- ⑥ 信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。
- ⑦ 運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。

⑧ 受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- ◆事業計画・収支予算の作成
- ◆助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- ◆助成金給付先の募集、受付及び選考
- ◆信託管理人・運営委員会に関する事務
- ◆主務官庁への諸届事務
- ◆信託事務及び財産状況の公告
- ◆委託者への報告
- ◆パンフレット・年次報告書の作成
- ◆授賞式等の挙行に係る事務

6. 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が特定公益信託^(注1)の信託財産とするために支出した金銭は寄付金とみなされる（法人税法第37条第6項）。

さらに、認定特定公益信託^(注2)の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に、寄付金控除等の優遇措置の対象とされる（所得税法第78条第3項又は法人税法第37条第6項）。

第2節 公益信託の現況等

1. 信託数及び信託財産

公益信託は、信託法が制定された当初から長い間利用されていなかったが、昭和52年5月に初めて利用されて以来様々な分野で活用され、昨今の公益活動に対する一般の関心の高まりやニーズの拡大・多様化に応えてきた。

平成18年10月1日現在の信託数は571件で昨年より2件増加し、信託財産は昨年より約1億円減少の約695億円となっている（表5-2-1）。また、平成17年10月2日から18年10月1日までの1年間における新規信託数は8件、当該信託財産は約16億円となっている。

（注1）特定公益信託とは、公益信託のうち、信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託銀行等であることという要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

（注2）認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から5年を経過していないものをいう。

表5－2－1 信託財産規模別信託数

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
		1千万円 未 満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上		
国 所 管	188	27	63	35	63	10	31,447,494	167,274
都道府県所管	383	54	174	83	72	12	38,064,277	99,385
合 計	571	81	237	118	135	22	69,511,771	121,737
	比率(%)	14.2	41.5	20.7	23.6	3.9		

2. 信託目的別信託数

公益信託の信託目的別の信託数を示したものが、図表5-2-2であり、奨学金支給、教育振興、国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管、都道府県所管の占める割合を見てみると、国際協力・国際交流促進、人文科学研究助成、自然科学研究助成については国所管の割合が高く、奨学金支給、教育振興、都市環境の整備・保全等については都道府県所管の割合が高くなっている。

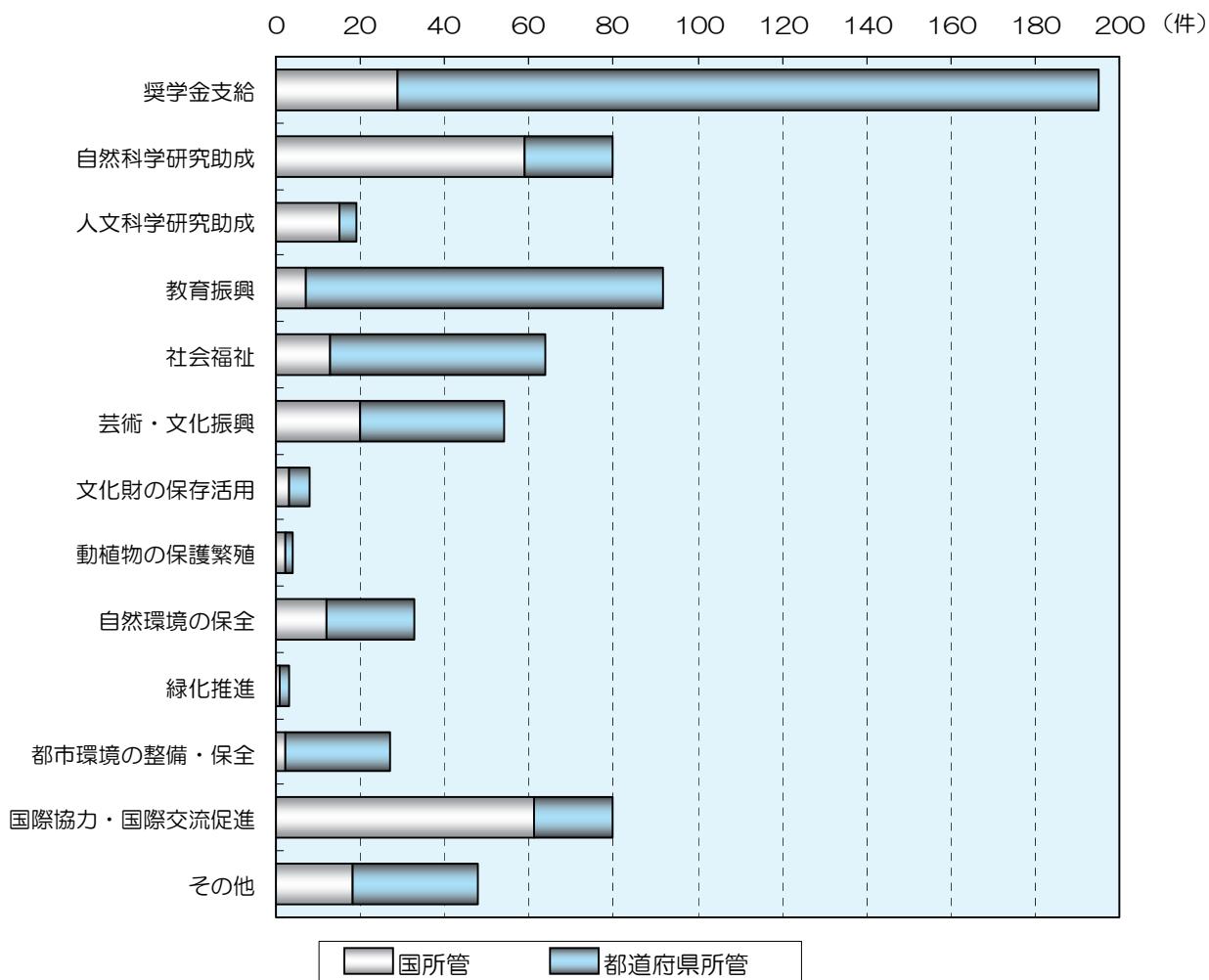
なお、それぞれの信託目的の内容は、次のとおりである。

- ① 奨学金支給
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの
- ② 自然科学研究助成
自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ③ 人文科学研究助成
人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ④ 教育振興
学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑤ 社会福祉
社会福祉活動に対する助成を目的とするもの
- ⑥ 芸術・文化振興
芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑦ 文化財の保存活用
文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの
- ⑧ 動植物の保護繁殖
動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑨ 自然環境の保全
自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑩ 緑化推進
国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑪ 都市環境の整備・保全
都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの
- ⑫ 国際協力・国際交流促進
海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの

(13) その他

上記以外を信託目的とするもの

図表5－2－2 信託目的別信託数



(注) 1 複数の信託目的を有する信託があり、信託目的別信託数の合計は延べ数である。

2 割合は、延べ信託数に対する百分率。

3. 主務官庁別信託数

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表 5-2-3 である。

表5－2－3 主務官庁（府省）別信託数

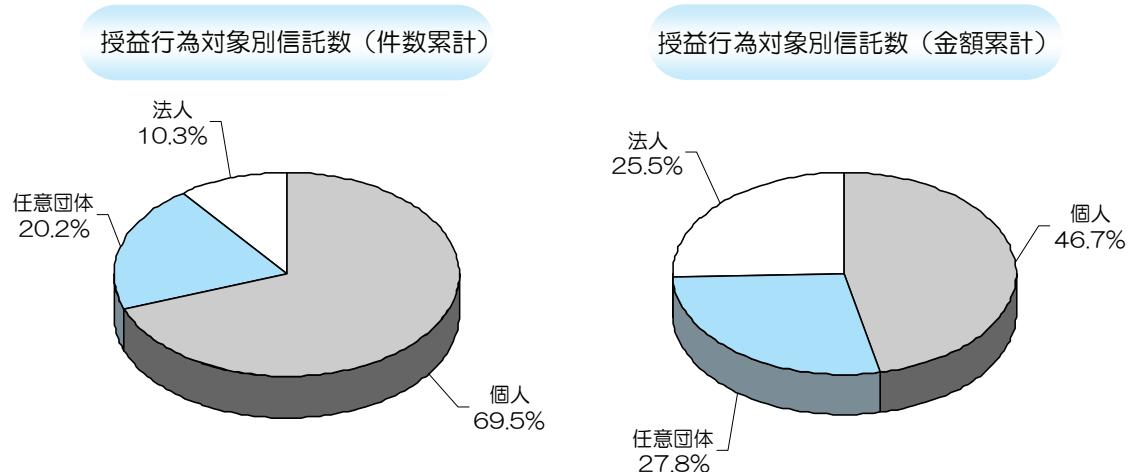
	本省庁	地方支分部局	都道府県知事	都道府県教育委員会	合計	割合 (%)
内閣府	0	—	15	—	15	2.5
警察庁	1	—	1	—	2	0.3
金融庁	0	0	0	—	0	0.0
総務省	20	0	14	—	34	5.7
法務省	2	—	0	—	2	0.3
外務省	16	—	0	—	16	2.7
財務省	0	0	0	—	0	0.0
文部科学省	88	—	1	268	357	59.8
厚生労働省	31	0	43	—	74	12.4
農林水産省	7	—	4	—	11	1.8
経済産業省	23	—	2	—	25	4.2
国土交通省	7	0	26	—	33	5.5
環境省	15	1	12	—	28	4.7
防衛省	0	—	0	—	0	0.0
省庁別合計	210	1	118	268	597	100.0

(注) 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計。

4. 授益行為の状況

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したもののが、図表 5-2-4 である。これによると、個人を対象としているものが、全体件数91, 886件のうち63, 885件 (69.5%)、合計金額360億円のうち167億円 (46.7%) となっており、件数及び金額ともに最多となっていることが分かる。

図表5－2－4 授益行為対象別信託数・金額（累計）



〔全体〕

(金額の単位：千円)

所管官庁	授益行為対象別件数・金額							
	個人		任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
国 所 管	188	16,279	9,838,739	3,869	3,060,029	2,817	3,227,407	22,965
都道府県所管	383	47,606	6,858,675	14,693	6,880,483	6,622	5,895,295	68,921
合 計	571	63,885	16,697,414	18,562	9,940,512	9,439	9,122,702	91,886
								35,972,525

(注) 共管重複分を除く実数

5. 信託法の改正

平成 18 年 3 月 13 日、「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が第 164 回国会（常会）に提出されたが、審議未了により継続審議扱いとなった。両法案はその後、第 165 回国会（臨時会）において、可決・成立（信託法案は一部修正）し、同年 12 月 15 日に公布された。

今般の信託法改正では、従来、信託法の中に置かれていた公益信託に関する規定が「公益信託二関スル法律」として独立したものの、公益信託と類似の機能を有する公益法人に関する現在行われている制度改革の動向を見極める必要があることから、公益信託制度に係る実質的な見直しは行われていない。他方、上記法案の決議の際、衆参両院において、「先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から」所要の見直しを行う旨の附帯決議がなされたところである。公益法人制度改革については、公益法人改革関連 3 法が平成 18 年 5 月 26 日に成立（同年 6 月 2 日公布）し、現在、関係政令等の整備が行われている。今後は、法務省及び関係府省において、その整備状況等を勘案しつつ、上記附帯決議を踏まえ、信託制度と公益法人制度との差違を適切に考慮した上で、見直しの検討をすることとなる。なお、この見直しの時期については、上記附帯決議において「遅滞なく」行うこととされている。

6. 今後の展望

公益信託は、既に述べたように、公益法人、特に財団法人と類似した制度であるが、財団法人と異なり、

- ① 法人設立の登記、事務所の設置、役職員の確保等、財団法人の設立の場合に必要とされる諸手続等の必要がなく、比較的設定の手続等が容易であること、
- ② 財団法人においては、基本財産を基に、永続的又は相当長期にわたって事業活動を継続させるため、設立時に比較的多くの資金が必要とされるが、公益信託の場合には、信託財産の取り崩しや短期の配分費消も可能であり、比較的少ない資金によっても設定が可能であること、
- ③ 財団法人においては、公益目的の活動に当たり、役職員、事務所等の法人の組織体制の維持のための経費を要するが、公益信託の場合には、これらのコストがなく比較的資金を効率的に活用できること、

等の諸特徴が認められる。こうした公益信託の特徴等によって、上記 1 で述べたように、様々な分野で活用されてきたものと考えられる。

しかし、公益信託の全体を見た場合、信託の設定数は平成 18 年 10 月 1 日現在で 571 件、信託財産合計金額も約 695 億円と、財団法人などに比して極めて小規模なものとなっている。その原因としては、同一の機能を持つ公益法人制度が先行して普及・定着したのに対し、公益信託の国民一般に対する

る浸透が遅れたことや、受託者がほぼ信託銀行に限られていること等、様々な要因が指摘されているところである。

公益信託は、今後、個人のレベルにおいて比較的容易に公益活動への参加を実現することのできる一つの選択肢として、大きな可能性を有していると考えられる。今後とも、公益信託制度の国民への周知を図っていくとともに、その利用に当たって支障となる課題があればその解決を図りつつ、公益信託の普及を促していくことが求められる。